

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こどもデータ連携の取組に関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-data>) からご覧いただけます。

第 2 回こどもデータ連携の取組に関する検討会

議事概要

- 日時 令和 6 年 12 月 26 日 (木) 13:00～15:00
- 場所 こども家庭庁会議室、オンライン開催
- 検討会メンバー

メンバー (順不同、敬称略)	役職
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 教授
堀口 悟郎	岡山大学 学術研究院 社会文化科学学域 (法学系) 教授
水町 雅子	宮内・水町 IT 法律事務所 弁護士
山野 則子	大阪公立大学 現代システム科学研究科 教授
永岡 龍一郎	広島県 健康福祉局 子供未来応援課
米井 貴子	府中町 福祉保健部 子育て支援課
元村 真理子 (ご欠席。意見書にて御意見受領。)	福岡市 こども未来局 こども健やか部 こども見守り支援課
江添 信城	戸田市 教育委員会 教育政策室 学校教育アドバイザー

- 議題
 1. 検討会メンバーのご紹介
 2. 第 1 回検討会の取りまとめ状況ご報告
 3. ガイドライン修正の論点案① (3. 利用するデータ項目) についてのご説明
 4. 意見交換
 5. 事務連絡

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こどもデータ連携の取組に関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-data>) からご覧いただけます。

○ 議事概要

1. 検討会メンバーのご紹介

本検討会に第 2 回目から参加される江添信城氏に自己紹介いただいた。

2. 第 1 回検討会の取りまとめ状況ご報告

第 1 回検討会の取りまとめ状況ご報告について、事務局より、資料 1 に基づき以下のとおり説明。

- ・ ガイドライン修正に関する論点のうち、「利用するデータ項目」に関しては、本検討会にて御意見を頂戴する。「個人情報の取扱いに係る検討」、「支援への接続」に関しては、次回の検討会にて御意見を頂戴する。また、全体的なガイドラインの記載内容については、記載の工夫・改善や、事例掲載の充実について検討を行う。
- ・ 取組の推進の論点については、第 4 回検討会までの議論を通じて頂戴した御意見を集約し、第 4 回検討会にて全体の整理と意見交換を行う。

これに対して、以下の御意見をいただいた。

- ・ 実証事業を行っている地方公共団体では、臨時的な利用ということで、個人情報の目的外利用を行っているケースが多い。今後、こどもデータ連携を継続的に実施していく上では、法的整理を示すことが必要であると考える。
- ・ 文部科学省が中央教育審議会にて ICT 等の内容を含んだ諮問を実施しており、本取組との連携についても検討いただきたい。

3. ガイドライン修正の論点案①（3. 利用するデータ項目）についてのご説明

ガイドライン修正の論点案①（3. 利用するデータ項目）について、事務局より、資料 1 に基づき以下のとおり説明。

- ・ 昨年度の検討背景、基本連携データ項目の利用目的を踏まえた上で以下 2 点を議論する。
 - ✓ 「関連性に関するガイドライン成案への掲載内容案」について議論したいが、地方公共団体がデータ項目を選定していく際にわかりやすい記述となっており、関連性を確認するに当たって記載が十分か、という観点で御意見を頂戴したい。
 - ✓ 「基本連携データ項目の見直し」について議論したいが、データの利用目的や昨年度検討会の経緯、また 1 点目の関連性の定義を踏まえられているか、という観点で御意見を頂戴したい。

4. 意見交換

基本連携データ項目及びこどもデータ連携事業の目的との「関連性」について、検討会メンバー間にて自由討議が行われた。主な内容は以下の通り。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こどもデータ連携の取組に関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-data>) からご覧いただけます。

「関連性」についての御意見

- ・ どういった目的でどのようなデータを用い、こどもに潜在的な困難があると判断したかというプロセスや、目的・手段の重要性・合理性・相当性が重要である。
- ・ 厳密に「関連性」を定義しない場合、ガイドラインとしての効力が低下することが懸念される。少なくとも、必要最小限のデータを取り扱うことを基本方針とする点は、記載を残すべきである。
- ・ 困難とデータ項目によって具体的な関連性が異なる、ということが重要ではないか。実際の支援につなげる際に、抽象的な困難との「関連性」だけを確認し、データ項目が取り扱われることがないように注意が必要である。
- ・ 資料 1 P16 に記載がある「評価等」という文言では、一律にデータ項目から虐待等の判定を行うように見えてしまうため、修正が必要ではないか。

「基本連携データ項目の見直し」についての御意見

- ・ 「困難の蓋然性が高い」として、基本連携データ項目を選定しているが、基本連携データ項目に該当したという事実をもって困難であるということは言えない。この点を明記する必要がある。例えば被虐待児が低体重である場合は多いものの、低体重であることが虐待を示しているということにはならない。これを断定してしまうと差別であり違法、違憲となる可能性がある。
- ・ 基本連携データ項目が特定の困難のみに関係しているという誤解を生まないよう記載を注意すべきである。また、困難の性質も様々存在し、例えば低体重のこどもに対して栄養指導等を行う等、重篤な困難だけでない記載することも考えられる。
- ・ 本取組の目的は「潜在的に支援が必要なこども」を見つけることであり、データ項目と困難に対して 1 対 1 で判定を行ってしまうと、基本連携データ項目で取り上げている事象について、逆の因果が成立しているように思わせてしまうため、複数項目で確認し、潜在的支援のニーズを捉えるような仕組みが必要ではないか。
- ・ データの利用目的は地方公共団体によって異なるため、ガイドラインにおいても、目的に応じたデータ項目を選択する必要がある、と明記すべきである。実証事業の事例を記載することも有効だと考える。
- ・ データ項目の組合せにより、項目単体では把握できていなかった関連性を把握することがデータ連携事業においては重要であると考え。そのため、単体では蓋然性が高いとは言えないデータ項目を組み合わせて利用することの可能性等についても示唆いただきたい。
- ・ 1 項目で困難と判断することは避けるべき、という意見が重要である一方で、基本連携データ項目の定義は「単体で困難の蓋然性が高い」ものであり、現在の定義のままで、「1 項目で判断しないように」と記載すると混乱が生じると思われるため、記載の工夫が必要である。
- ・ 本取組では、本人が声を挙げられない、困っているという認識がない等の場合における早期発見も重要であるため、困難という文言ではなく、「潜在的ニーズ」といった記載も検討いただきたい。
- ・ 遅刻や欠席の情報単体では、いじめや不登校を見極めることは非常に困難であるため、保健

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こどもデータ連携の取組に関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-data>) からご覧いただけます。

室の利用状況や来室記録の中に、いじめ等の状況がより明確に判断できる項目を追加することを検討いただきたい。

- ・ 健診アンケート等において、「子どもの口をふさいだ」等の回答については、親の SOS と捉え、支援を検討すべきではないか。
- ・ 必要最小限のデータを取り扱うことが重要である一方、支援を行う際には十分なデータがないと正しい支援を行うことが難しい。例えばデータ取得の際には精神障害者保健福祉手帳の等級情報を連携しないとしても、支援を検討する際には等級も重要な情報になると思われる。ガイドライン素案では、データ取得に対して個人情報保護法等の法的規制を厳格に考えているものの、支援時のデータ取得に対しての法的な記載が少ないように思われる。
- ・ 基本連携データ項目をガイドラインに記載することで、こどもデータ連携の取組を阻害することがないよう工夫いただきたい。
- ・ いじめに関係するデータ項目について、各学校で生活アンケート調査等が実施されており、その中で友人トラブル等の情報を確認しながら、いじめ有無の判断を行っている。
- ・ 基本連携データ項目 No.13「こども自身に心身の不調や希死念慮がある」では、こどもに希死念慮があることを把握した場合、即座に支援が必要となるため、本事業のデータ項目としての提示は適当ではないのではないか。
- ・ No.5-7「乳幼児健診アンケートにおける該当項目」では、地方公共団体独自の乳幼児健診問診票の内容を用いているケースがあり、健診アンケート回答の基本連携データ項目として提示する場合、各地方公共団体の運用に合わせて類似の項目を用いることができるよう、例示としての記載が望ましい。
- ・ 新規追加候補の「乳幼児アンケート」の項目について、「感情的にたたいた」は困難との蓋然性が高いと想定されるものの、「育てにくさを感じる」「しつけのし過ぎ」は多くの養育者が感じるものであり、基本連携データ項目として用いることに懸念がある。
- ・ 掲載見送りとなっている「母親の喫煙」について、母親への不当な差別とならないよう、掲載を見送った理由を丁寧に記載すべきである。
- ・ 新規追加候補の「保健室の来室が多い」は、相談室やそれに類似するものが各学校に設けられているため、「保健室等」とするほうがよいのではないか。

5. 事務連絡

事務局より事務連絡について説明。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こどもデータ連携の取組に関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-data>) からご覧いただけます。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは ey.com/ja_jp/consulting をご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和6年10月16日付けの「こどもデータ連携についての調査研究（令和6年度）」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではありません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはありません。